

## 目次

- 第1章 総則（第1条～第2条の2）
- 第2章 組織等（第3条～第17条）
- 第3章 役員、職員等（第18条～第26条）
- 第4章 役員会、経営協議会、教育研究評議会及び総長選考会議（第27条～第30条）
- 第5章 部局長会議（第31条～第37条）
- 第6章 教授会（第38条）
- 第7章 雑則（第39条）

## 附則

- 第1章 総則  
(目的等)

第1条 九州大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神に則り、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。【学教法第83条】

2 本学は、前項の目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

(自己評価等)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。【学教法第109条】

2 本学は、前項の自己点検・評価及び第三者評価等多様な評価の結果を本学の目標・計画に反映させ、不断の改革に努めるものとする。

(教育研究活動状況の公表)

第2条の2 本学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。【学教法第113条】

- 第2章 組織等  
(学部)

第3条 本学に、次の表に掲げるとおり、学部及び学科を置く。

【学教法第85条】【大学設置基準第4条】

学 部	学 科
共創学部	共創学科
文学部	人文学科
教育学部	
法学部	
経済学部	経済・経営学科、経済工学科
理学部	物理学科、化学科、地球惑星科学科、数学科、生物学科

医学部	医学科、生命科学科、保健学科
歯学部	歯学科
薬学部	創薬科学科、臨床薬学科
工学部	建築学科、電気情報工学科、物質科学工学科、地球環境工学科、エネルギー科学科、機械航空工学科
芸術工学部	環境設計学科、工業設計学科、画像設計学科、音響設計学科、芸術情報設計学科
農学部	生物資源環境学科

2 学部又は学科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別に規則で定める。**【大学設置基準第2条】**

3 学部又は学科ごとの卒業認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針は、別に定める。

4 各学部の教員組織の編制その他必要な事項は、別に規則で定める。

5 学部の修業年限、教育課程、学生の入学、退学、卒業その他の学生の修学上必要な事項は、九州大学学部通則（平成16年度九大規則第2号）で定める。

（大学院）

第4条 本学に、九州大学大学院（以下「本大学院」という。）を置く。**【学教法第97条】**

2 本大学院は、本学の目的に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。**【学教法第99条】**

3 本大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。**【学教法第99条】**

第5条 本大学院に、学校教育法（昭和22年法律第26号）第100条ただし書に規定する研究科以外の教育研究上の基本となる組織として、教育上の目的に応じて組織する学府及び研究上の目的に応じ、かつ、教育上の必要性を考慮して組織する研究院を置く。

**【学教法第100条】**

第6条 前条の本大学院に置く学府は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、当該学府にそれぞれ同表の右欄に掲げる専攻を置く。**【大学院設置基準第6条】**

学 府	専 攻
人文科学府	人文基礎専攻、歴史空間論専攻、言語・文学専攻
地球社会統合科学府	地球社会統合科学専攻
人間環境学府	都市共生デザイン専攻、人間共生システム専攻、行動システム専攻、教育システム専攻、空間システム専攻、実践臨床心理学専攻
法学府	法政理論専攻
法務学府	実務法学専攻
経済学府	経済工学専攻、経済システム専攻、産業マネジメント専攻

理学府	物理学専攻、化学専攻、地球惑星科学専攻
数理学府	数理学専攻
システム生命科学府	システム生命科学専攻
医学系学府	医学専攻、医科学専攻、保健学専攻、医療経営・管理学専攻
歯学府	歯学専攻
薬学府	創薬科学専攻、臨床薬学専攻
工学府	物質創造工学専攻、物質プロセス工学専攻、材料物性工学専攻、化学システム工学専攻、建設システム工学専攻、都市環境システム工学専攻、海洋システム工学専攻、地球資源システム工学専攻、共同資源工学専攻、エネルギー量子工学専攻、機械工学専攻、水素エネルギーシステム専攻、航空宇宙工学専攻
芸術工学府	芸術工学専攻、デザインストラテジー専攻
システム情報科学府	情報学専攻、情報知能工学専攻、電気電子工学専攻
総合理工学府	量子プロセス理工学専攻、物質理工学専攻、先端エネルギー理工学専攻、環境エネルギー工学専攻、大気海洋環境システム学専攻
生物資源環境科学府	資源生物科学専攻、環境農学専攻、農業資源経済学専攻、生命機能科学専攻
統合新領域学府	ユーザー感性学専攻、オートモーティブサイエンス専攻、ライブラリーサイエンス専攻
備考	<p>各学府は、博士課程とする。ただし、医学系学府医科学専攻は修士課程、人間環境学府実践臨床心理学専攻、法務学府実務法学専攻、経済学府産業マネジメント専攻及び医学系学府医療経営・管理学専攻は専門職学位課程（第4条第3項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とし、そのうち法務学府実務法学専攻は法科大学院とする。</p>

- 2 学府又は専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別に規則で定める。  
【大学院設置基準第1条の2】
- 3 学府又は専攻ごとの修了認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針は、別に定める。
- 4 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。  
【大学院設置基準第4条第1項】
- 5 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。  
【大学院設置基準第3条第1項】
- 6 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力

を培うことを目的とし、そのうち法科大学院にあつては、専ら法曹養成のための教育を行うことをその目的とする。 【専門職大学院設置基準第2条第1項、第18条】

7 各学府の教員組織の編制その他必要な事項は、別に規則で定める。

8 学府の修業年限、教育方法、学生の入学、退学、修了その他の学生の修学上必要な事項は、九州大学大学院通則（平成16年度九大規則第3号）で定める。

第7条 第5条の本大学院に置く研究院は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 人文科学研究院
- (2) 比較社会文化研究院
- (3) 人間環境学研究院
- (4) 法学研究院
- (5) 経済学研究院
- (6) 言語文化研究院
- (7) 理学研究院
- (8) 数理学研究院
- (9) 医学研究院
- (10) 歯学研究院
- (11) 薬学研究院
- (12) 工学研究院
- (13) 芸術工学研究院
- (14) システム情報科学研究院
- (15) 総合理工学研究院
- (16) 農学研究院

(基幹教育院)

第7条の2 本学に、本学の学生として共通に期待される学びの基幹を育成するための全学組織として、基幹教育院を置く。

2 基幹教育院の内部組織その他必要な事項は、別に定める。

(高等研究院)

第7条の3 本学に、高度な研究活動を推進するための全学的組織として、高等研究院を置く。

2 高等研究院は、本学が世界的研究教育拠点として、学界をリードする卓越した研究成果を上げるために、分野を問わず、本学の誇る優れた研究者のうち、その専門分野において極めて高い研究業績を有する者、ポスト・プロフェッサー及び本学の次世代を担う若手研究者が実質的かつ高度な研究活動を展開する場として、全学的な協力体制のもとに設置するとともに、これらの活動を通じて人材を育成し、その研究成果を広く社会に還元することを目的とする。

3 高等研究院の内部組織その他必要な事項は、別に定める。

(附置研究所)

第8条 本学に、研究所を附置する。

2 前項の研究所（以下「附置研究所」という。）は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、当該附置研究所の目的は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。 【学教法第96条】

附置研究所	目的
生体防御医学研究所	生体防御医学に関する学理及びその応用の研究
応用力学研究所	力学に関する学理及びその応用の研究
先導物質化学研究所	物質化学に関する先導的な総合研究
マス・フォア・インダストリ研究所	数学の産業応用及びその学理研究

3 各附置研究所の内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。  
(国際研究所)

第8条の2 本学に、カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所を置く。

2 カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所は、カーボンニュートラル・エネルギー研究に関する基礎科学を創出するとともに、環境調和型で持続可能な社会の実現に向けた課題の解決に貢献することを目的とする。

3 カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所の内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。  
(病院)

第9条 医学部及び歯学部に、これらに附属する共用の教育研究施設として、医学部・歯学部附属病院を置き、九州大学病院（以下「病院」という。）と称する。 【大学設置基準第39条】

2 病院の内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。  
(附属図書館)

第10条 本学に、附属図書館を置く。 【大学設置基準第36条】

2 附属図書館の内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。

第11条 削除

(情報基盤研究開発センター)

第12条 本学に、研究、教育等に係る情報化を推進するための実践的調査研究、基盤となる設備等の整備及び提供その他専門的業務を行う全国共同利用施設として、情報基盤研究開発センターを置く。

2 情報基盤研究開発センターは、前項の業務のほか、本学における情報基盤に係るシステム開発を行う。

3 情報基盤研究開発センターの内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。  
(教育関係共同利用拠点)

第12条の2 第7条の2に規定する基幹教育院は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「学教法施行規則」という。）第143条の2第2項の規定により、文部科学大臣の認定を受けた教育関係共同利用拠点として他大学の利用に供するものとする。

(共同利用・共同研究拠点)

第12条の3 次の表に掲げる附置研究所等は、学教法施行規則第143条の3第2項の規定により、文部科学大臣の認定を受けた共同利用・共同研究拠点としてそれぞれ学術研究の発展に資するものとする。

附置研究所等	共同利用・共同研究拠点
生体防御医学研究所	多階層生体防御システム研究拠点
応用力学研究所	応用力学共同研究拠点
先導物質化学研究所	物質・デバイス領域共同研究拠点
マス・フォア・インダストリ研究所	産業数学の先進的・基礎的共同研究拠点
情報基盤研究開発センター	学際大規模情報基盤共同利用・共同研究拠点

(エネルギー研究教育機構)

第12条の4 本学に、エネルギー分野における高度な研究及び教育活動を推進するための全学的組織として、エネルギー研究教育機構を置く。

2 エネルギー研究教育機構の内部組織その他必要な事項は、別に定める。

(アジア・オセアニア研究教育機構)

第12条の5 本学に、アジア・オセアニア地域における社会的課題の解決、課題の発掘及び提示に向けた研究教育活動を推進するための全学的組織として、アジア・オセアニア研究教育機構を置く。

2 アジア・オセアニア研究教育機構の内部組織その他必要な事項は、別に定める。

(学内共同教育研究センター)

第13条 本学に、次に掲げるいずれかの機能を担い、本学の教員その他の者が共同して教育研究活動を行う組織として、学内共同教育研究センターを置く。【学教法第96条】

(1) 主に教育又は研究活動を支援すること。

(2) 主に教育又は研究を推進すること。

(3) その他全学業務を推進すること。

2 学内共同教育研究センターは、次の表の左欄に掲げるとおりとし、そのうち設置期間を定める学内共同教育研究センターの当該設置期間の満了する日は、それぞれ同表右欄のとおりとする。

学内共同教育研究センター	設置期間の満了する日
生物環境利用推進センター	
熱帯農学研究センター	
アイソトープ統合安全管理センター	
中央分析センター	
留学生センター	
総合研究博物館	
システムL S I 研究センター	令和3年3月31日
国際宇宙天気科学・教育センター	令和4年3月31日
韓国研究センター	
医療系統合教育研究センター	
超伝導システム科学研究センター	令和5年3月31日
未来デザイン学センター	
グローバルイノベーションセンター	
超顕微解析研究センター	
環境安全センター	
西部地区自然災害資料センター	

大学文書館	
ロバート・ファン／アントレプレナーシップ・センター	
アドミッションセンター	
水素エネルギー国際研究センター	
未来化学創造センター	令和2年3月31日
鉄鋼リサーチセンター	令和2年3月31日
低温センター	
加速器・ビーム応用科学センター	
稲盛フロンティア研究センター	令和2年9月30日
グリーンテクノロジー研究教育センター	令和5年3月31日
シンクロトロン光利用研究センター	
先端融合医療創成センター	令和4年3月31日
極限プラズマ研究連携センター	令和6年3月31日
有体物管理センター	
分子システム科学センター	令和5年3月31日
日本エジプト科学技術連携センター	令和6年3月31日
プラズマナノ界面工学センター	令和6年3月31日
先端医療イノベーションセンター	令和2年3月31日
EUセンター	令和3年5月31日
環境発達医学研究センター	令和3年3月31日
ユヌス&椎木ソーシャル・ビジネス研究センター	令和3年9月30日
バイオメカニクス研究センター	令和3年3月31日
次世代燃料電池産学連携研究センター	令和4年3月31日
科学技術イノベーション政策教育研究センター	令和8年3月31日

先端素粒子物理研究センター	令和5年3月31日
分子システムデバイス産学連携教育研究センター	令和6年3月31日
水素材料先端科学研究センター	令和5年3月31日
アジア埋蔵文化財研究センター	令和5年3月31日
キャンパスライフ・健康支援センター	
五感応用デバイス研究開発センター	令和5年10月31日
持続可能な社会のための決断科学センター	
サイバーセキュリティセンター	
数理・データサイエンス教育研究センター	令和4年3月31日
植物フロンティア研究センター	令和5年3月31日
最先端有機光エレクトロニクス研究センター	令和6年3月31日
都市研究センター	令和6年3月31日
次世代接着技術研究センター	令和6年3月31日

3 各学内共同教育研究センターの内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。  
(先導的研究センター)

第13条の2 本学に、先導的に研究を行う拠点として、先導的研究センターを置く。

2 先導的研究センターは、次の表の左欄に掲げるとおりとし、各先導的研究センターの設置期間の満了する日は、それぞれ同表右欄のとおりとする。

先導的研究センター	設置期間の満了する日
免疫機構研究センター	令和2年3月31日
ヒトプロテオーム研究センター	令和5年3月31日
次世代蓄電デバイス研究センター	令和3年3月31日
次世代経皮吸収研究センター	令和3年3月31日
量子ナノスピン物性研究センター	令和2年3月31日
第三段階教育研究センター	令和2年3月31日
スマートモビリティ研究開発センター	令和2年3月31日
惑星微量有機化合物研究センター	令和2年3月31日

浅海底フロンティア研究センター	令和3年3月31日
確率解析研究センター	令和3年3月31日
多重ゼータ研究センター	令和3年3月31日
がん幹細胞研究センター	令和3年3月31日
大気物理統合解析センター	令和4年3月31日

3 各先導的研究センターの内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。

(学部等の附属施設)

第14条 次の表の左欄に掲げる学部、学府、研究院、附置研究所等に、それぞれ同表の右欄に掲げる附属の教育施設又は研究施設を置く。 **【大学設置基準第39条】**

学 部 等	附 属 施 設
理学部	天草臨海実験所
農学部	農場、演習林
人間環境学府	総合臨床心理センター
工学府	ものづくり工学教育研究センター
システム情報科学府	電気エネルギーシステム教育研究センター、高度ICT人材教育開発センター
薬学府	薬用植物園
生物資源環境科学府	水産実験所
理学研究院	地震火山観測研究センター
医学研究院	胸部疾患研究施設、心臓血管研究施設、脳神経病研究施設、ヒト疾患モデル研究センター、総合コホートセンター、プレジジョンメディシン研究センター
歯学研究院	オーラルヘルス・ブレインヘルス・トータルヘルス研究センター
薬学研究院	産学官連携創薬育薬センター
工学研究院	環境工学研究教育センター、アジア防災研究センター、国際教育支援センター、小分子エネルギーセンター
芸術工学研究院	応用知覚科学研究センター、応用生理人類学研究センター、ソーシャルアートラボ、環境設計グローバル・ハブ

システム情報科学研究院	先進電気推進飛行体研究センター
農学研究院	生物的防除研究施設、遺伝子資源開発研究センター、国際農業教育・研究推進センター、イノベティブバイオアーキテクチャーセンター、昆虫科学・新産業創生研究センター
生体防御医学研究所	トランスオミクス医学研究センター、システム免疫学統合研究センター
応用力学研究所	大気海洋環境研究センター、高温プラズマ理工学研究センター、自然エネルギー統合利用センター
カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所	次世代冷媒物性評価研究センター
情報基盤研究開発センター	汎オミクス計測・計算科学センター

2 各附属施設の内部組織その他必要な事項は、当該学部等の長が、別に定める。  
(国際交流推進機構)

第15条 本学に、次に掲げる特定の重要事項に関し、企画、実施又は推進する組織として、国際交流推進機構を置く。

- (1) 学術の国際交流の推進
- (2) 学生の海外留学及び外国人留学生受入れ等の推進
- (3) アジアの総合研究等の推進

2 国際交流推進機構の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。  
(情報統括本部)

第15条の2 本学に、全学的な情報支援を行うための組織として、情報統括本部を置く。

2 情報統括本部の目的は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 全学的な情報基盤の整備
- (2) 情報技術を用いた教育研究及び大学運営に関わる業務の総合的な支援

3 情報統括本部の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。  
(統合移転推進本部)

第15条の3 本学に、統合移転事業及び伊都キャンパスの整備計画を推進するための組織として、統合移転推進本部を置く。

2 統合移転推進本部の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。  
(基金本部)

第15条の4 本学に、九州大学基金による支援助成事業及び基金強化事業（以下「基金事業」という。）を推進するための組織として、基金本部を置く。

2 基金本部の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。  
(広報本部)

第15条の5 本学に、広報戦略の策定及び広報活動の推進を図るための組織として、広報本部を置く。

2 広報本部の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。  
(グローバル化推進本部)

第15条の6 本学に、全学的なグローバル化を推進するための組織として、グローバル化推進本部を置く。

2 グローバル化推進本部の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。

(学術研究・産学官連携本部)

第15条の7 本学に、全学の学術研究及び産学官連携を推進するための組織として、学術研究・産学官連携本部を置く。

2 学術研究・産学官連携本部の構成その他必要な事項は、別に定める。

(教育改革推進本部)

第15条の8 本学に、教育課程及び教育方法等の改善、高大接続・入試改革等の教育改革並びにキャリア教育の開発等を推進するための組織として、教育改革推進本部を置く。

2 教育改革推進本部の構成その他必要な事項は、別に定める。

(推進室等)

第16条 本学に、特定の重要事項を企画、推進又は支援する組織として、推進室等を置く。

2 前項の推進室等は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、当該推進室等の目的は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

推進室等	目的
社会連携推進室	社会連携（産学官連携を除く。）の推進を支援すること。
国際交流推進室	国際交流の推進を支援すること。
SHAREオフィス	全学的なグローバル化の推進を支援すること。
インスティテューショナル・リサーチ室	大学運営の基礎となる情報の調査・収集・分析及び提供により、大学の意思決定を支援すること。
キャンパス計画室	キャンパス計画の推進を支援すること。
環境安全衛生推進室	安全衛生の推進を支援すること。
男女共同参画推進室	男女共同参画の推進を支援すること。
情報環境整備推進室	情報環境整備の推進を支援すること。
統合移転事業推進室	統合移転事業及び伊都キャンパスの整備計画に係る企画・立案を行うこと。
法務統括室	法務機能の強化に係る企画・立案を行うこと。
基金事業推進室	基金事業の実施に係る企画・立案を行うこと。
同窓生連携推進室	同窓生との連携に関すること。
広報戦略推進室	広報戦略に基づく広報活動の推進を支援すること。
跡地処分統括室	移転跡地処分のリスクマネジメントに係る企画・立案等を行うこと。

3 前項の各推進室等の内部組織その他必要な事項は、別に定める。

(伊都診療所)

第16条の2 本学に、伊都診療所（以下「診療所」という。）を置く。

2 診療所の内部組織その他必要な事項は、別に定める。

(事務組織)

第17条 本学に、庶務、会計、施設及び学生の厚生補導等に関する事務を処理させるため事務局を置く。

2 本学の学部、学府等に、その事務を処理させるため事務部を置く。ただし、必要がある場合は、数個の学部等の事務を併せて処理する事務部を置く。

3 前2項に規定する事務組織のほか、本学に、内部監査を実施させるとともに、監事監査の事務を補助させるため監査室を置く。

4 前3項の事務組織の内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。

【大学設置基準第41条、第42条】

(技術部)

第17条の2 本学の学部、学府、研究院、基幹教育院、附置研究所等に、教育研究に関する技術的な支援を行わせるため、技術部を置くことができる。

2 前項の技術部の内部組織その他必要な事項は、別に定める。

第3章 役員、職員等

(役員)

第18条 国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）第10条の規定に基づき、本学に、役員として、学長（「総長」と称する。）、理事8人以内及び監事2人を置く。

【法人法第10条】

第19条 総長は、校務をつかさどり、所属職員を統督するとともに、本学を代表し、その業務を総理する。

【学教法第92条】【法人法第11条】

2 総長は、この規則その他の総長が定める規則等において理事又は職員に委任する業務について報告を求め、必要な措置を命じ、又はその措置を自ら行うことができる。

第20条 理事は、総長の定めるところにより、総長を補佐して本学の業務を掌理し、総長に事故があるときはその職務を代理し、総長が欠員のときはその職務を行う。

【法人法第11条】

第21条 監事は、本学の業務を監査する。この場合において、監事は、監査報告を作成しなければならない。

2 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は本学の業務及び財産の状況を調査することができる。

【法人法第11条】

(職員)

第22条 本学に、教員、事務職員、技術職員、高度専門職員その他必要な職員を置く。

2 前項の教員は、教授、准教授、講師、助教、准助教及び助手（「教務助手」と称する。）とする。

3 教授、准教授、講師、助教及び教務助手の職務は学校教育法（昭和22年法律第26号）第92条の定めるところによるものとし、准助教の職務は教授及び准教授の職務を助けることとする。

【学教法第92条】

(副学長)

第23条 本学に、総長の定めるところにより、総長を助け、命を受けて校務をつかさどるため、副学長若干人を置く。

2 副学長は、理事のうちから総長が指名する者が兼ねる。

3 前項の規定にかかわらず、総長が特に必要と認めた場合は、職員のうちから総長が指名する者が副学長を兼ねることができるものとする。

【学教法第92条】

(副理事)

第24条 本学に、総長の定めるところにより、理事の職務を助けるため、副理事若干人を置く。

2 副理事は、教授その他の職員のうちから総長が指名する。

(総長補佐)

第24条の2 本学に、総長の定めるところにより、総長が命ずる特定の事項を担当し、総長を助けるため、総長補佐若干人を置くことができる。

2 総長補佐は、教授その他の職員のうちから総長が指名する。

(部局長等)

第25条 学部、学府、研究院、基幹教育院、附置研究所、カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所、病院、附属図書館及び情報基盤研究開発センター（以下「部局」という。）に長（以下「部局長」という。）を置く。

- 2 部局長は、当該部局の業務を掌理する。
- 3 各部局に、副部局長を置くことができる。
- 4 副部局長は、部局長の定めるところにより、部局長を補佐して部局の業務を処理し、部局長に事故があるときはその職務を代理し、部局長が欠員のときはその職務を行う。
- 5 部局長及び副部局長の任命手続その他必要な事項は、別に規則で定める。
- 6 学科及び専攻に、それぞれ学科長又は専攻長を置くことができる。
- 7 学科長及び専攻長の任命手続その他必要な事項は、別に定めるものとする。

(センター長等)

第26条 学内共同教育研究センターに長（以下「センター長」という。）を置く。

- 2 センター長は、当該学内共同教育研究センターの業務を掌理する。
- 3 各学内共同教育研究センターに、副センター長を置くことができる。
- 4 副センター長は、センター長の定めるところにより、センター長を補佐して当該学内共同教育研究センターの業務を処理し、センター長に事故があるときはその職務を代理し、センター長が欠員のときはその職務を行う。
- 5 センター長及び副センター長の任命手続その他必要な事項は、別に規則で定める。

第26条の2 先導的研究センターに長（以下「センター長」という。）を置く。

- 2 センター長は、当該先導的研究センターの業務を掌理する。
- 3 各先導的研究センターに、副センター長を置くことができる。
- 4 副センター長は、センター長の定めるところにより、センター長を補佐して当該先導的研究センターの業務を処理し、センター長に事故があるときはその職務を代理する。
- 5 センター長及び副センター長の任命手続その他必要な事項は、別に規則で定める。

(所長)

第26条の3 診療所に、所長を置く。

- 2 所長は、診療所の業務を掌理する。
- 3 所長は、本学の教員のうちから総長が指名する。

第4章 役員会、経営協議会、教育研究評議会及び総長選考会議

(役員会)

第27条 本学に、法人法第11条第2項各号に規定する事項を審議するため、総長及び理事で構成する役員会を置く。 【法人法第11条】

- 2 役員会の議事の手続その他必要な事項は、別に規則で定める。
- (経営協議会)

第28条 本学に、法人法第20条の規定に基づき、本学の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。 【法人法第20条】

- 2 経営協議会の議事の手続その他必要な事項は、別に規則で定める。
- (教育研究評議会)

第29条 本学に、法人法第21条の規定に基づき、本学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。 【法人法第21条】

- 2 教育研究評議会の議事の手続その他必要な事項は、別に規則で定める。
- (総長選考会議)

第30条 本学に、法人法第12条第2項から第6項までの規定に基づき、総長選考会議（以下「選考会議」という。）を置く。 【法人法第12条】

- 2 選考会議の組織に関し必要な事項は、別に規則で定める。

第5章 部局長会議

(部局長会議)

第31条 本学に、今後の総合計画の企画立案等に関する基本的事項について審議するため、将

来計画委員会を置く。

第32条 本学に、予算管理に関する重要事項を審議するため、財務委員会を置く。

第33条 本学に、大学評価に関する重要事項を審議するため、大学評価委員会を置く。

第34条 本学に、ハラスメントの防止に関する事項を審議するため、ハラスメント委員会を置く。

第35条 本学に、男女共同参画の推進に関する事項を審議するために、男女共同参画推進委員会を置く。

第36条 本学に、大学運営上の課題に係る総合的な人事制度、人員管理及び人件費計画等に関する重要事項を審議するために、人事委員会を置く。

第36条の2 本学に、基金事業に関する事項を審議するために、基金委員会を置く。

第36条の3 本学に、障害者差別の解消の推進に関する事項を審議するために、障害者支援推進委員会を置く。

第37条 第31条から前条までに規定する委員会（「部局長会議」と総称する。）の組織、議事の手続その他必要な事項は、別に規則で定める。

#### 第6章 教授会

第38条 部局（病院及び附属図書館を除く。）に、教授会を置く。

【学教法第93条】

2 教授会の組織、審議事項、議事の手続その他必要な事項は、九州大学教授会通則（平成16年度九大規則第8号）で定める。

#### 第7章 雑則

（雑則）

第39条 この規則に定めるもののほか、本学の目的を達成するために必要な事項は、別に規則で定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 法人法附則第16条第1項の規定に基づき本学に置かれる九州大学医療技術短期大学部（以下「短期大学部」という。）は、平成16年4月1日に短期大学部に在学する学生が短期大学部に在学しなくなる日において、廃止する。
- 3 前項の短期大学部に在学する学生の教育課程の履修その他当該学生の教育に必要な事項については、九州大学医療技術短期大学部学則（昭和46年4月8日施行）等の規定によるものとする。
- 4 法人法附則第17条の規定に基づき、平成15年9月30日に当該大学に在学する者が在学しなくなる日までの間存続するものとされた九州芸術工科大学に在学する者（以下「在学者」という。）の卒業又は大学院の課程修了のため必要となる教育は、九州大学芸術工学部（以下「芸術工学部」という。）又は九州大学大学院芸術工学府（以下「芸術工学府」という。）において行うものとする。
- 5 前項の在学者の教育課程の履修その他当該学生の教育に必要な事項については、九州芸術工科大学学則（平成5年4月1日施行）等の規定によるものとする。ただし、これによることができない事項については、総長又は芸術工学部若しくは芸術工学府の教授会が定めるところによる。
- 6 第12条の3に規定する附置研究所等は、文部科学大臣の認定期間である平成34年3月31日までの間存続するものとする。
- 7 第13条第1項に規定する宙空環境研究センターは、平成24年3月31日まで存続するものとする。
- 8 第14条第1項に規定する工学研究院附属の環境システム科学研究センターは平成20年3月31日まで、生体防御医学研究所附属の感染防御研究センターは平成23年3月31日まで、応用力学研究所附属の力学シミュレーション研究センター及び炉心理工学研究センターは平成19年3月31日まで存続するものとする。
- 9 法人法等関係法令又はこの学則等に基づき定める諸規則等のほか、承継的、定型的又は簡易な事項で総長が必要と認めるものについては、当分の間、総長が定めるところにより、廃止前

の国立学校設置法（昭和24年法律第150号）に基づき設置された九州大学の諸規則等の規定を適用又は準用するものとする。

附 則（平成16年度九大規則第193号）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 人間環境学府発達・社会システム専攻は、改正後の第6条第1項の規定にかかわらず、平成17年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成17年度九大規則第4号）

- 1 この規則は、平成17年7月15日から施行し、平成17年7月1日から適用する。
- 2 改正後の第13条第1項に規定するデジタルメディスン・イニシアティブ及びアジア総合政策センターは、平成22年6月30日まで存続するものとする。

附 則（平成17年度九大規則第23号）

この規則は、平成17年11月7日から施行する。

附 則（平成17年度九大規則第30号）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 薬学部総合薬学科は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該学科に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成18年度九大規則第2号）

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大規則第25号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大規則第37号）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第14条第1項に規定する応用力学研究所附属の東アジア海洋大気環境研究センター及び高温プラズマ力学研究センターは、平成29年3月31日まで存続するものとする。
- 3 改正後の第22条第2項に規定する准助教の職種は、平成19年4月1日に当該職に在職する者が在職しなくなる日において、廃止する。

附 則（平成19年度九大規則第27号）

この規則は、平成19年11月1日から施行する。

附 則（平成19年度九大規則第31号）

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則（平成19年度九大規則第58号）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 理学府基礎粒子系科学専攻、分子科学専攻、凝縮系科学専攻及び生物科学専攻並びに医学系学府機能制御医学専攻、生殖発達医学専攻、病態医学専攻、臓器機能医学専攻、分子常態医学専攻及び環境社会医学専攻は、改正後の九州大学学則（以下「新規則」という。）第6条第1項の規定にかかわらず、平成20年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

- 3 新規則第14条第1項に規定する工学研究院附属の循環型社会システム工学研究センターは、平成30年3月31日まで存続するものとする。

附 則（平成20年度九大規則第1号）

この規則は、平成20年4月17日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成20年度九大規則第9号）

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大規則第37号）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 システム情報科学府情報理学専攻、知能システム学専攻、情報工学専攻、電気電子システム工学専攻及び電子デバイス工学専攻は、この規則による改正後の九州大学学則（以下「新学則」という。）第6条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成21年度九大規則第1号）

この規則は、平成21年5月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大規則第5号）

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大規則第12号）

この規則は、平成21年8月1日から施行し、第13条第1項にシンクロトン光利用研究センターを加える改正規定は、平成21年7月1日から適用する。

附 則（平成21年度九大規則第20号）

1 この規則は、平成21年10月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学学則第36条の6の規定は、平成21年9月1日から適用する。

附 則（平成21年度九大規則第33号）

この規則は、平成21年11月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大規則第49号）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 法学府基礎法学専攻、公法・社会法学専攻、民刑事法学専攻、国際関係法学専攻及び政治学専攻並びに薬学府医療薬科学専攻（修士課程）及び創薬科学専攻（修士課程）並びに工学府機械科学専攻及び知能機械システム専攻並びに生物資源環境科学府生物資源開発管理学専攻、植物資源科学専攻、生物機能科学専攻、動物資源科学専攻、農業資源経済学専攻、生産環境科学専攻、森林資源科学専攻及び遺伝子資源工学専攻は、この規則による改正後の九州大学学則（以下「新規則」という。）第6条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日に当該専攻に在学する者が在学なくなる日までの間、存続するものとする。

3 九州大学学則（平成16年度九大規則第1号）附則第6項の規定にかかわらず、生体防御医学研究所附属の感染防御研究センターは、廃止する。

附 則（平成22年度九大規則第1号）

この規則は、平成22年4月28日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成22年度九大規則第6号）

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規則第12号）

1 この規則は、平成22年8月1日から施行する。ただし、第13条第1項に応用知覚研究センターを加える改正規定は同年9月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学学則第13条第1項に規定する応用知覚研究センターは、平成24年3月31日まで存続するものとする。

附 則（平成22年度九大規則第30号）

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規則第45号）

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規則第47号）

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規則第74号）

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規則第78号）

この規則は、平成23年2月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規則第81号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規則第1号）

この規則は、平成23年5月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規則第4号）

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規則第8号）

- 1 この規則は、平成23年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学学則第14条第1項に規定するシステム情報科学府附属の高度ICT人材教育開発センターは、平成32年3月31日まで存続するものとする。

附 則（平成23年度九大規則第10号）

この規則は、平成23年8月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規則第12号）

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規則第68号）

この規則は、平成23年11月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規則第72号）

この規則は、平成24年1月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規則第80号）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に設置された薬学府医療薬科学専攻（博士後期課程）及び創薬科学専攻（博士後期課程）は、この規則による改正後の九州大学学則第6条第1項の規定にかかわらず、平成24年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成24年度九大規則第11号）

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規則第29号）

- 2 この規則は、平成24年12月1日から施行する。ただし、第25条に係る改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規則第36号）

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規則第37号）

この規則は、平成25年2月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規則第42号）

この規則は、平成25年3月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規則第45号）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学学則第14条第1項に規定する自然エネルギー統合利用センターは、平成35年3月31日まで存続するものとする。

附 則（平成25年度九大規則第2号）

この規則は、平成25年5月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規則第8号）

この規則は、平成25年6月3日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成25年度九大規則第10号）

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規則第16号）

この規則は、平成25年8月1日から施行する。ただし、知的財産本部の名称及び目的に係る改正規定は、平成25年9月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規則第40号）

この規則は、平成25年11月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規則第47号）

この規則は、平成25年12月1日から施行する。ただし、第14条第1項の表に薬学研究院の項を加える改正規定は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規則第51号）

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成 25 年度九大規則第 76 号）

この規則は、平成 26 年 1 月 27 日から施行する。

附 則（平成 25 年度九大規則第 78 号）

この規則は、平成 26 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年度九大規則第 83 号）

1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 比較社会文化学府は、この規則による改正後の九州大学学則第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 26 年 3 月 31 日に当該学府に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成 26 年度九大規則第 2 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 30 日から施行し、この規則による改正後の九州大学学則の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 26 年度九大規則第 6 号）

この規則は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年度九大規則第 11 号）

この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 13 条第 1 項の表に係る改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年度九大規則第 60 号）

この規則は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年度九大規則第 70 号）

この規則は、平成 27 年 1 月 22 日から施行する。

附 則（平成 26 年度九大規則第 76 号）

1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 九州大学高等教育機構規則（平成 18 年度九大規則第 3 号）は、廃止する。

附 則（平成 26 年度九大規則第 77 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年度九大規則第 120 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年度九大規則第 2 号）

この規則は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年度九大規則第 9 号）

この規則は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年度九大規則第 21 号）

この規則は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年度九大規則第 23 号）

この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年度九大規則第 26 号）

この規則は、平成 28 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年度九大規則第 31 号）

この規則は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年度九大規則第 34 号）

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学学則第 14 条第 1 項に規定する次世代冷媒物性評価研究センターは、平成 33 年 3 月 31 日まで存続するものとする。

附 則（平成 28 年度九大規則第 3 号）

この規則は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年度九大規則第 8 号）

この規則は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年度九大規則第 14 号）

この規則は、平成28年7月29日から施行する。

附 則 (平成28年度九大規則第20号)

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年度九大規則第65号)

この規則は、平成28年12月1日から施行する。

附 則 (平成28年度九大規則第69号)

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則 (平成28年度九大規則第76号)

この規則は、平成29年2月1日から施行する。

附 則 (平成28年度九大規則第81号)

この規則は、平成29年3月1日から施行する。

附 則 (平成28年度九大規則第85号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第14条第1項の表中のオーラルヘルス・ブレインヘルス・トータルヘルス研究センターを加える規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年度九大規則第1号)

この規則は、平成29年5月1日から施行する。

附 則 (平成29年度九大規則第5号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年度九大規則第8号)

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

附 則 (平成29年度九大規則第23号)

この規則は、平成29年11月1日から施行する。

附 則 (平成29年度九大規則第40号)

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

附 則 (平成29年度九大規則第48号)

この規則は、平成30年2月1日から施行する。

附 則 (平成29年度九大規則第67号)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

2 生物資源環境科学府生物産業創成専攻は、この規則による改正後の九州大学学則第6条第1項の規定にかかわらず、平成30年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則 (平成30年度九大規則第1号)

この規則は、平成30年5月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年度九大規則第11号)

この規則は、平成30年7月1日から施行する。ただし、第13条の2の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年度九大規則第18号)

この規則は、平成30年11月1日から施行する。

附 則 (平成30年度九大規則第22号)

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則 (平成30年度九大規則第49号)

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

附 則 (平成30年度九大規則第60号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年度九大規則第3号)

この規則は、令和元年8月1日から施行する。

附 則 (令和元年度九大規則第4号)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。